

## 令和2年度第2回幕別町使用料等審議会議事録

### 1 開催日時

令和3年3月4日(木) 19:00~20:50

### 2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3-A・B

### 3 出席委員(14名)

加藤委員、橋坂委員、杉山委員、荒木委員、森委員、高橋委員、岡田委員、山田委員、高道委員、宮本委員、浦島委員、國安委員、坂本委員、前野委員

※和田委員、松本委員は欠席

### 3 報告

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係るパブリックコメントの意見について

### 4 審議

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について

### 5 事務局出席者

幕別町企画総務部長	山岸 伸雄
企画総務部政策推進課長	白坂 博司
〃 政策推進課副主幹	鳴海 走也
〃 政策推進課副主幹	小寺 博志
〃 政策推進課副主幹	佐々木 哲也

### 6 傍聴者

2名

## 7 議事録

(企画総務部長)

皆様お揃いになりましたので、本日の会議をこれから始めさせていただきたいと思います。

なお、本日、和田委員、松本委員より欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、加藤会長からご挨拶を申し上げ、議事を進めていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(加藤会長)

皆さん、おばんでございます。

夜分お疲れのところ、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、1月29日の会議に引き続いての会議となり、先月末までの期間で実施しました、パブリックコメントで寄せられた意見の報告と、前回からの継続となります、使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)についての議案となります。

何卒、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第2の委員紹介に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

(企画総務部長)

それでは、私の方からご説明させていただきます。

議案の4頁、幕別町使用料等審議会委員名簿をご覧いただきたいと思います。

幕別町体育連盟よりご推薦いただいております和田委員でございますが、3月末までご都合により審議会を欠席するとの連絡がございました。

このことから、新たに幕別町体育連盟より高道昭夫委員をご推薦いただきました。

高道委員、また、前回ご都合により欠席されました忠類地域住民会議代表の森委員、公募委員の前野委員に対しまして、本日の審議会開催前に、町長から委嘱状の交付をさせていただいております。

ご紹介させていただきます。

(各委員からの自己紹介)

(企画総務部長)

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

(加藤会長)

森委員、高道委員、前野委員におかれましては、本日、第2回審議会からの参加となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次第3の報告に入らせていただきます。

報告第1号、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係るパブリックコメントの意見について、事務局より報告をお願いいたします。

(政策推進課副主幹)

それでは私の方から「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係るパブリックコメントの意見について」ご報告させていただきます。

本日お配りしております、資料4の「幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係るパブリックコメントの意見について」をご覧ください。

本パブリックコメントにつきましては、2月9日から2月28日までの期間におきまして、「2資料の公表場所」に記載のあります19の施設等において、広く町内の皆様からご意見を募集いたしました。

意見の提出件数につきましては、郵送が2件、FAXが10件、メールが8件、各施設に設置しました回収ボックスが20件、役場窓口持参が2件の、計42件となりました。

基本方針(案)に対する意見の延べ件数ですが、71件となりまして、内訳は「4 意見の内訳」に記載のとおり、有料化に賛成する意見が4件、有料化に反対する意見が5件、文化協会加盟団体に対する減免を要望する意見が14件、体育連盟加盟団体に対する減免を要望する意見が4件、各種団体に対する減免を要望する意見が2件、高齢者に対する減免を要望する意見が8件、定期使用、へき地、後援などに対する減免を要望する意見が4件、町内小・中学校、町スポーツ少年団登録団体、町内中学校・高校部活動の免除に対する意見が3件、高校生の個人利用料金に対する意見が1件、低廉な料金設定を求める意見が6件、パークゴルフ場の有料化を求める意見が6件、パークゴルフ場のその他の意見が3件、ナウマン公園キャンプ場の有料化を求

める意見が1件、算定方法、冷暖房加算、激変緩和、近隣市町村との均衡に係る意見が5件、施設改修、施設管理の改善を求める意見が2件、施設予約に係る意見が1件、現行料金に対する意見が1件、健康増進に係る意見が1件となっております。

なお、意見の要旨及びその意見に対する町の考え方につきましては、次回、第3回の審議会でご報告させていただきます。

「パブリックコメントの意見について」の報告は以上となります。

(加藤会長)

ただ今、事務局より報告をいただきましたが、意見に対する町の考え方につきましては、今回の審議会までに事務局でまとめ、報告するとのことでしたが、皆様からのご意見はございませんか。

(國安委員)

質問なのですけれども、今のパブリックコメントの意見の一番上のところに、有料化に対する賛成が4件、反対が5件、でそのほかのところというのは、上のところには賛成と反対の件数が書いてあるのですが、その下のところ、例えば文化協会であれば14件ありまして、そのほかの方々のここに書いてある意見というのは、あくまでも意見というだけで、賛成だとか反対だとか、どちらかによるという中身はないのですか。

(政策推進課長)

意見の中身につきましては、次回の会議の時には詳細についてもご紹介させていただこうとは思いますが、減免を要望する意見の中でも、有料化については仕方がないと思いますけれども、有料化の中でも減免をお願いしますですとか、賛成する意見もあれば、有料化については反対ですということで、減免というよりは免除、今までどおりの無料をお願いしますといった反対意見も含めて、この減免という意見の中に、そういうのも含まれているということになります。

(國安委員)

減免を賛成するか、反対するか、という振り分けもしていただけると分かりやすい。

ただ意見が書かれてありました、ではなくて、今言われたように意見の中に賛成とか、減免措置をお願いしますとか、この上の賛成、反対のどちらかの方に振り分けてもらえると分かり

やすいと思うのですけれども。

(政策推進課長)

今、私が事例として、そのようなものもありましたという話をさせていただいたのですが、中には賛成、反対のことについては触れていなくて、ただ減免をお願いしますという意見もございまして、全てに意見に対して賛成、反対に振り分けるというのは難しいのかなとは思っているのですが、そういった中身を見ながら、ある程度分かりやすい形で次回お示しするというのは、検討させていただきたいと思っております。

(加藤会長)

そのほかにご意見はございませんか。

それでは次に、次第4の議事に入らせていただきます。

議案第1号、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について、事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

本日お配りした幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)に係る資料につきまして、私の方からご説明させていただきますが、説明の前に、本日差し替えとなります資料1「公共施設の新旧使用料一覧」及び資料2「新旧手数料一覧及び年間収入額試算」の差し替え内容について、ご説明させていただきます。

本会議の開催案内に併せて事前配布いたしました、資料1「公共施設の新旧使用料一覧」の差し替え内容であります。主なものは2頁にあります町民会館の施設区域に、現行条例では料金設定のされていない、1階の応接室を追加したことによるものであります。

なお、事前配布の段階におきまして、6頁の忠類ふれあいセンター福寿の利用区分として、新たにトレーニング器具のある運動指導室の個人利用料を設定しましたのでご報告いたします。

次に、資料2「新旧手数料一覧及び年間収入額試算」の差し替え内容であります。令和元年度年間収入額と新料金年間収入額を差し引きした増減額の1列右に、増減率の欄を追加したことによるものであります。

お手数をお掛けしますが、これからの説明の際は、本日お配りしました資料をご覧くださいますようお願いいたします。

それでは、本日お配りしました資料1、資料2、資料3及びA4サイズ1枚ものの別紙と、

前回会議でお配りしました第1回審議会資料2の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」を基に、私の方からご説明させていただきます。

まず始めに、公共施設の使用料についてご説明いたします。

資料1「公共施設の新旧使用料一覧」をご覧ください。

こちら、基本方針(案)に基づき、見直しを実施する115施設の現行料金と、基本方針(案)に基づいて算定した新料金及び帯広市、音更町、芽室町の類似施設の使用料を記載した一覧となっております。

施設数は115施設となっておりますが、現行条例で同一の料金表を用いているコミュニティセンターや近隣センター等につきましては、平均の料金を適用しておりますことから、まとめて記載しております。

表の左から4列目が施設名、その2列右が各施設の区域であります会議室等の名称、その2列右が現行料金における開館から閉館まで使用した場合の全日料金、その2列右の太枠内が現行料金の1時間当たりの料金、その2列右の太枠内が新料金、その2列右以降が帯広市、音更町、芽室町における類似施設の使用料となっております。

ここで、前回の会議でお配りしました、第1回審議会資料2の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」の8頁をご覧ください。

8頁上の枠内にあります計算方法により、各施設の貸室等における新料金を算定しておりますが、別紙を用いまして、札内コミュニティプラザの新料金についてご説明いたします。

本日お配りした資料で別紙としております、「【例】札内コミュニティプラザにおける集会室1の使用料」をご覧ください。

令和元年度の札内コミュニティプラザにかかる維持管理費は、年間で2,174万8千円となっており、ここから役場の事務室に当たる札内支所分の経費104万9千円を差し引いた2,069万9千円が算定に用いる施設全体の原価となります。

初めに(ア)になりますが、施設全体の原価2,069万9千円を、札内支所分を除いた札内コミュニティプラザの貸出可能面積1,315.37平方メートルで割ることにより、1平方メートル当たりの年間原価約15,736円が算出されます。

次に(イ)になりますが、算出した1平方メートル当たりの年間原価約15,736円を、年間の貸出可能時間4,667時間で割ることにより、1平方メートル当たりの時間原価約3.37円が算出されます。

次に(ウ)になりますが、算出した1平方メートル当たりの時間原価約3.37円に、集会室1の面積163.68平方メートルを掛け、さらに受益者負担割合の50%を掛けた金額が、集会室1の使

用料の理論料金275.95円となります。

なお、使用料の単位は、基本方針(案)において100円未満切り捨てとしておりますことから、1時間当たりの使用料は200円となり、現行料金の1時間当たりの使用料750円から率にして73.3%の減額となります。

そのほかの施設につきましても、基本方針(案)に基づく統一的な算定方法により新料金を算出し、資料1「公共施設の新旧使用料一覧」の太枠内に記載しておりますが、現行で料金が設定されているほとんどの施設において使用料が減額となっております。

続きまして、資料3「公共施設使用料の年間収入額試算」をご覧ください。

こちらの表は左から3列目が施設名、その右の列から順に、令和元年度年間利用者数、令和元年度維持管理費、令和元年度年間収入額、その年間収入額の維持管理費に対する割合、そして新料金で試算しました年間収入の見込み額となっております。

先ほど参考としました、番号7番の札内コミュニティプラザでありますと、令和元年度の年間利用者数が延べ90,040人でありまして、施設全体の維持管理費が2,174万8千円、年間収入額が90万4,790円となっております。

今回の見直しにより、現在、減免となっている各種団体からも、使用料を徴収することになりますので、令和元年度の利用実績から収入の見込み額を試算しますと、224万5,700円となり、年間収入額は134万910円の増額となる見込みです。

表の一番下になります合計の欄ですが、今回、見直しを実施する115施設の令和元年度維持管理費の合計は4億1,244万6千円となっており、それに対しまして年間収入額の合計は1,828万7,335円でありまして、見直し対象の115施設、それぞれにおいて令和元年度の利用実績から収入の見込み額を試算し、その額を合計すると6,059万8,918円となりますので、年間収入額は4,231万1,583円の増額となる見込みです。

現在、維持管理費の4億1,200万円から、年間収入額の1,800万円を差し引いた約3億9,000万円が、施設利用の有無に関係なく税金として住民全体で賄っていることとなるため、受益者負担の原則に基づき、施設利用によりサービスを受ける方と受けない方との負担の公平性・公正性を確保するため、サービスを受ける方に一定の費用の負担を求めるということが、今回の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」策定の目的となっております。

次に、手数料についてご説明いたします。

資料2「新旧手数料一覧及び年間収入額試算」をご覧ください。

こちら、基本方針(案)に基づき、見直しを実施する35手数料の55区分につきまして、現行料金と基本方針(案)に基づいて算定した新料金及び帯広市、音更町、芽室町等の手数料を記載し

た一覧になっております。

表の左から3列目が手数料名、その右が令和元年度年間処理件数、その右の太枠内が現行料金、その2列右の太枠内が新料金となっております。

ここで、第1回審議会資料2の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」の15頁をご覧ください。

15頁中段の枠内「住民票(写し)の交付をする場合の手数料」につきましては、本日の資料2「新旧手数料一覧及び年間収入額試算」の番号27番に該当し、基本方針(案)の枠内の例と同額の理論料金312円という計算結果となりまして、単位を整理した新料金は300円となっております。

今回、見直しの対象となるのは、番号7番から12番の情報公開等に係る手数料、19番を除く13番から20番の税関係証明手数料、21番から29番の戸籍等に係る各種手数料、30番、31番の介護保険料、後期高齢者医療保険料納付証明手数料、32番、33番のし尿処理手数料、39番、40番の現況証明、嘱託登記手数料、41番から43番のその他の証明書等手数料になります。

表の一番下の欄になりますが、手数料につきましては、令和元年度の年間収入額742万620円に対しまして、新料金による年間収入の見込み額は876万1,520円となり、134万900円の増額となる見込みです。

なお、ただ今ご説明しました使用料、手数料の新料金につきましては、令和元年度決算額を基に算定した金額でありますことから、令和4年4月からの見直しには、料金の算定を行おうとする年度の前年度、令和2年度の決算額を用いるため、条例改正前に改めて計算を行うこととなります。

本日お配りした資料についてのご説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

(加藤会長)

ただ今、事務局より説明をいただきましたので、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、先ほどパブリックコメントの意見に対する町の考え方につきましては、次回の審議会で報告することでしたので、ただ今、説明いただいた内容に対するご意見等につきましても、その際、パブリックコメントと併せて、事務局より回答いただきたいと思いますが、何かご意見等はございませんか。

(高橋委員)

基本方針(案)についての意見でもよろしいですか。



一つ目は、算定の中で、第1分類については公費負担50%ということで、公費負担を入れていますよね。

これ、前回質問した時に、住民も住民以外も関係ない同一料金ということでありましたけれども、公費というのは基本的には町の財産ですよね。

町民に係る財産と考えて構わないと思うのですが、その公費を50%入れて住民と住民以外を区別しないとすれば、まず公平性を謳っていますが、公平性の観点から見て如何なのかと考えております。

それと、私、社協を代表して来ておりますので、減免の基準の中では一切福祉関係等ないということで前回聞きましたが、例えば地域で行っている地域サロン、これについては町から活動助成という形でお金をいただいております。

つまり、地域サロンを活発に活動してくださいということで、今、14の地域サロンが毎月近隣センターで活動しているのですが、活動しなさいとして助成金を出しています。

活動するために助成金を出していながら、活動する場所を使うのに使用料を取るのは如何なものかなという気持ちもありますが、その辺の考え方は前回と同じでしょうか。

(政策推進課長)

今、ご質問いただいた内容につきましては、前回、基本方針の中でお示しさせていただいた内容となっておりますが、一点目ですが、逆に町民が近隣市町村の施設を使う場合に、その市町村としても住民と住民以外で料金設定を分けていないため、いわゆるお互い様というわけではないのですが、それぞれの市町村において、そういった区分けで料金を高くする低くするという設定については、今のところ近隣市町村の状況も見て、私どもといたしましても区分けなく、取りあえず料金設定は同じでということで考えております。

ですので、例えばそういった差を幕別町の方で付けますと、もしかすると近隣市町村でも、私のところでも差を付けようということが出てくることも当然想定されるのかなと思っておりまして、町民の方も当然近隣市町村の体育館ですとか色々な施設を使っていると思うのですが、そういった施設が住民以外の方にとってかなり高い料金設定となる可能性もあるのかなとは思っており、その辺については周りの状況を見ながら近隣に併せて料金設定については差を付けなかったというところ です。

後は、前回これもお話をさせていただいたのですが、町民と町民以外の確認というのが、結局は都度その人の住所等を確認しなければならないといった作業が出てくることになりますので、町民の皆様方に対しまして、毎回毎回身分証明書を提示してください、そこで確認させていた

だきます、というのが事務としては発生してくるということもありますので、その辺も含めて今回料金設定については差を付けていないというところでもあります。

もう一つ目の、地域サロンを行っている方たちについて、確かに活動助成としまして、社協の方から一月1,000円でしたでしょうか、助成を行っております。

今回、それと一緒にするというのではなく、あくまでも施設利用については、利用された方からは料金を徴収させていただきますというところと、それとは別で、活動に対して町として支援をしますよという分けでありますので、活動助成と使用料の徴収を一つに捉えて考えているものではなくて、使用料については受益者負担の原則、そこが大前提ということなので、利用した分については使用料の方を徴収させていただきますといった設定をさせていただいたものであります。

(高橋委員)

別に、料金は一定で良いのですけれども、ほかの町村がどう考えようと、うちの町はうちの町でこの案を決める、ほかの町村のことまで気にして決めなければならないものなのではないでしょうか。

それと今言われたのは、ほかの町が上げるかもしれない、そんなことを気にして、では住民がほかの町の施設を使用した時に上げられたら困るから上げませんよ、住民と住民以外は分けませんよ、という考え方でこれを作ろうとしているのか、その辺が基本方針として使用料・手数料がどう本来あるべきなのかということですよ。

大前提として、公平性・公正性を確保するためと言っていますよね。

では、本当に中身が公平性と公正性が保たれているのかということについて、疑問を感じているわけです。

別に料金を上げるとか、誰から徴収するとかについては、別にそれほど問題ではなく、本当に公平、公正な料金設定ができているのかというのが、質問の内容なのですけれども。

(企画総務部長)

料金設定に関する公平性・公正性の確保における意見だと思いますが、先般、町長からもご挨拶ありましたように、これまで本町においては、使用料・手数料については、なかなか踏み込めなかった時代が長く続いていた状況です。

その中で、先ほど課長からも担当からもお話がありましたとおり、現実、使用料を議論するに当たり、これまでの幕別町における使用料・手数料の取り扱いが本当に良いのだろうか、と

議論した際に、何度も担当の方からお話しておりますけれども、使う方と使わない方、これはどうしても実際に施設において生じております。

ただ、皆様が使えるような施設については、町として公費をもって整備はしております。

これを利用する際には、やはり利用する方と利用しない方、これは税の負担の問題からいって、一定程度負担いただきたいというのが、今回の使用料・手数料の議論をする際の始まり、これが公平、公正といったところの議論でございます。

中身が公平か公正かといったところ、なかなか色々な意見がそれぞれ委員の皆様、町民の皆様もあると思いますが、ただ、私どもといたしましては、公共施設を利用する際、使う人と使わない人との関係、また、どうやったら公平性・公正性を担保できるか、使う使わないと使用料を取るだけの問題ではなく、どういう使用料の設定が望ましいのか、といったところも議論した中で、先ほど来言っている公共性、市場性等の判断をしてご負担いただく割合を決めてきているということでございます。

先ほど委員がおっしゃいました、町の税金を使って運営している施設等でございますが、それについて、町民外は割増でも良いから取れという意見もあるのかなとは思っておりますけれども、そうではなく、施設を維持管理している中で、最低限の費用を負担していただく、ランニングコストを負担していただくということを、基本として考えておりますことから、そこを町民、町民外と分けると、そこでまた課長からお話があったように、どうやってそれを確認するのか、確認するコスト、全てがコストにかかってきますので、それらのコストをどうやって徴収していくのか、ということにもつながっていくのかなということで、そこはなかなか難しいということから、お互い様という言葉を使いましたけれども、私も同様に、町民の方が他市町村の施設を使わせていただいているという現実がありますので、そこについては、他市町村の施設において、割増料金を取っているのかどうかということについても調べた中では、そういう対応を取っていないところが多かったため、本町においても今回の使用料を議論する際に町民、町民外問わず、一定の料金を負担していただく、まず、今までなかなか使用料を徴収できなかった歴史を、どうにかして最低限負担していただく仕組みを、今回考えさせていただいたということでございます。

(國安委員)

資料の中で、色々な施設の会場の使用料が案として出てきているのですけれども、これはまず決定なのですか、決定ではないですね。

改善されるというか、この場で変わるということはあるのですか。

(政策推進課長)

先ほどの説明の中でもお話をさせていただいたのですけれども、料金設定を決める際には、前回お配りした基本方針(案)に載っている算定方式で定めますという中で、その根拠となる基礎数値は、今回改定するのが令和4年4月からを予定しておりますので、料金改定の中身について、条例改正などが発生するのですけれども、それにつきましては令和4年4月の前の令和3年度中に条例改正を行って料金を決めて、令和4年度に反映をさせるということなので、そうした時に基礎数値となるのは、令和3年度の直近の数値を使って算出することで考えておりますので、令和2年度の決算額となりますので、ここに載っているこの数字で固まるということではなくて、現状、今分かりえる最新の数値でお示しするとこのくらいになりますよ、といった数値として捉えていただきたいと思います。

(國安委員)

私が言っているのは、この審議会のここに出された意見というのは反映されるのですか。

それとも、金額等も細かく出ておりますので、これがこのとおりになって、皆さん承認してくださいというここは会議の場なのか、この審議会で何かしら、ちょっとでも意見を言えば変更される望みはあるのですか。

(政策推進課長)

当然、審議会というのはそういった場でございますから、私どもが示した案でお願いします、これで固めましたというのではなく、皆様方からのご意見をいただいた中で、当然合理的な意見が出てくるのかなと思っております。

(國安委員)

では、そういうことであれば、少しお話をさせていただきたいのですけれども、聖域なく一律全ての団体、全ての使用者が減免率50%というようになっておりますけれども、50%、違いますか。

(政策推進課長)

それは受益者負担割合として50%ということで、減免が50%ということではなく、減免についてはあくまでも基本方針(案)にあるとおりですということです。

(國安委員)

それで一律ですよ。

一律っていうのは、聖域はありませんよねっていう話。

こういう団体だから、ここはちょっと数字的に低くしましょうとか、そういうのはないですよ。

それについて、これ本当に一つの例なのですけれども、今、コミプラだとか百年記念ホールだとか、町民会館、コミセン等そういうところで文化協会の加盟団体が非常に数多く利用しています。

例えば文化協会の場合ですと、文化協会に加盟をしているということで、減免措置が取られています。

でも、今度このような料金体系が出てくると、単純な言い方をすると文化協会に入っている意味が何もなくなるのですよ。

意味がないと言いますか、特典というかがなくなると、それで今現在文化協会に加盟している団体っていうのも年々減少傾向というか、加盟のサークルがどんどん減ってきている。

それは、加盟している団体の人たちに高齢化ももちろんあるのですけれども、本当にどんどん加盟団体も減ってきて、これで使用料の負担が出てくると、文化協会に入っているから減免措置があって、会の存続というか活動もして行けたりもしているのかもしれませんが、使用料等も含めて、くどいのですけれども文化協会に入っている特典と言いますか、そういうのがまるっとなくなってしまうので、またそこで会員減につながるのではないかなと。

イコール、芸術祭とかそういう事業等にも負担と言いますか、芸術祭の運営もどうなっていくのかなと、幕別町の文化の発展とか、ということにも先行きが段々暗くなるのではないかなというような、そんな懸念もしております。

ですから、たまたま今私は文化協会という話をさせていただきましたが、文化協会だとか、ボランティア団体だとか、そういう団体によってはその一律の中で、文化協会とボランティア協会だけということを行っているわけではないのですが、例えばそういうような団体はその一律から外して、ちょっとパーセンテージ、負担割合を少なくするとか、そういうような検討をされていたらなというように思います。

(企画総務部長)

ご意見として賜りまして、このような意見はパブリックコメントの中にもございますので、

それらも含めて、次回の会議の中で示させていただきたいと考えております。

(高道委員)

減免についてのことですが、基本方針(案)の15頁の(4)に減額・免除が載っているのですが、次回の会議の時まで結構ですので、減免措置の現行どおり条例の規定において取り扱うということになっているのですけれども、その現行の条例の規定がどういう規定になっているのか、資料を添付していただければ、参考になるのかなと思います。

先ほどの委員の話に被る面がありますが、確かに文化団体とか、私、体育連盟に所属しているのですが、アリーナを使うような大きな行事、全国大会など将来的にはそのようなことも可能になってくると思うのですけれども、そういう面において、現行どおりの条例の規定を内容を見ながら少し変更する、そういうのも必要になってくるのではないかと考えております。

有料化に伴って、減免の条例というのも少し見直さなければならぬ面も出てくるような気はするので、ちょっと資料を付けていただければと思います。

もう一点ですが、基本方針(案)の11頁の⑥ですけれども、附帯設備と備品のところに、トレーニング機器とか陶芸とかピアノと書いてあるところがあるのですけれども、ちなみに体育館の中のアリーナ、札幌スポーツセンターと幕別トレーニングセンターの中にはトレーニングルームというのが両方とも設置されているのですけれども、それを利用するに当たり、当然、トレーニング機器が設置されておりますので、その辺の料金設定というのも併せて提示していただければと思います。

それに加えて、トレーニング機器の将来的な機器の更新など、そういう予定の見込みの金額というのも分かるようでしたら資料として付け加えていただけると助かります。

と言うのは、今、私の少年団の活動の中で、体力が落ちてくるものですから、トレーニングルームを使わせていただいているのですが、特に札幌のトレーニングルームの機器がかなり傷みが酷いものですから、そういうことも併せて考えていかないと、ただ料金をいただいて使うというだけでは、トレーニングルームを使う側としては、もう少し使いやすい施設にして欲しいとか、そういう要望も出てくる気がしておりますので、その辺の資料も用意できるようにしたら次回の会議の時に用意していただければと思います。

(政策推進課長)

まず、減免の関係ですが、15頁ということでお話いただきましたが、こちらにつきましては手数料の減免規定となっております。

ですので、今ちょうど皆様方がお話していた内容については、施設の使用料の方の減免になりますので、それについてはこの基本方針(案)の9頁、そちらの方が使用料の方の減免ということになっております。

15頁の方の手数料の減免については、条例に基づいてということで、今委員の方からその条例についての資料をいただければというお話だったと思うのですけれども、こちらにつきましては、前回お配りしております資料7がございまして、こちらが手数料別の減免基準の一覧ということで、これが条例で定めている内容となっておりますので、こちらの方をご確認ください。

前回お配りしております資料6がございまして、こちらについてが施設の使用料に関する現行の減免基準となっておりますので、こちらをご参照いただければと思います。

それと、基本方針(案)の11頁で⑥ということで、附帯設備、備品などの物品の使用料についてということで、備品等については別途、料金の方を徴収しますとのことなのですが、こちらちょっと私どもの表現の仕方が、今お伺いして上手じゃなかったのですが、実は機器一つひとつに対して附帯設備扱いで料金を徴収するというものではなくて、今の現行どおりトレーニング室を使う際に使用する室料のみを徴収するということになっております。

ここの表現、訂正させていただきたいと思っております。

機器の更新等については、なかなか全部の設備をどのくらいの更新スパンでどのくらいの料金をかけてというのは、資料として今すぐご用意するのは難しいのかとは思っておりますので、ご了承いただければなと思っております。

(高道委員)

減免の中で公共施設の減免基準一覧というのがあるのですけれども、確かにこの中では各施設の利用に当たって、減免ですからほぼ10割、免除という形になっていると思うのですけれども、単純に10割というのではなくて、10割の基準になるものというのとは条例の中にはないのでしょうか。

どういった形だと10割になるだとか、こういう形だと5割だとか、そういう基準があればと思うのですが、この基準一覧を見ますと、ほぼ数字が入っているところは10割、ということは減免・免除ということは料金がかからないということですよ、全部お金がかからないということだと思うのですが、その基準になるものというのとは、どういうものを基準にしてこの10割を出しているのかなと思うのですよね。

それによっては百年記念ホールを使う場合、変な話どこまでが10割なのか、どういう団体の

使用が10割なのか、逆に5割になってしまうのかというのが、ちょっとこの減免基準だけでは分からない。

（政策推進課長）

この表の見方としましては、一番上の段が減免される方々の区分、例えば一番左から3番目がどういった方たちに減免しますというものでありまして、町が主催した場合には、札内コミュニティプラザであれば10割だとか、そういった形で見るとなっておりますので、横に行ってくださいと、町内会ですとか国、地方公共団体、あと保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、スポーツ少年団ですとか、それぞれの方たちが使った時に、左の表の施設をぶつけていただいて10割という形の見方となっておりますので、どういった方たちが使った場合減免になるというのをこの表でお示ししているところであります。

その基準の、この10割というのを何で示しているのかということなのですが、それにつきましては、条例上は基本的には減免について謳うことにはなっているので、条例には書いているのですが、その条例の中身は、こういった細かい区分でということではなく、基本的には全て町長が特に必要と認める場合という条例を引用して、こういった形で私どもの方で10割として取り扱ってきたというものであります。

これはあくまでも今までの状況の資料ですので、今後につきましては基本方針(案)のとおりとなっておりますので、先ほど言いましたように基本方針の9頁、こちらの方の減額・免除基準の整理・統一化というところにあります、団体等の利用にかかる基準、個人利用にかかる基準、こちらに該当する場合のみ、減免の対象になりますということで、今のところ基本方針は整理をしているというところでありまして。

（高道委員）

スポーツ少年団自体の活動については有料化には当てはまらないのですが、仮にスポーツ少年団として札内スポーツセンターを少年団主催として使う時に、要は幕別町外の人たちも集めるとか、例を挙げるとスポーツの著名な方に来ていただいて、そして町外の方たちも募集をかけて体育館に集めて色々な催しをするような場合は、こういった形になるのでしょうか。

（企画総務部長）

これについても、パブリックコメントの中でもお話があります。

そういうことで、次回までに整理させていただきたいのですが、9頁に書いてあるこの団体



等の利用にかかる基準ということで、3番、町スポーツ少年団登録団体並びに町内中学校及び高等学校の部活動において、本来の目的のために使用する場合、これは免除しますと書いてあります。

この本来の目的に使用する場合は何か、となると思うのですけれども、それについてはまだ色々な面で実態なども調査しなければならないところもあると思いますので、次回の中で、一定の方向が示せれば、示していきたいと考えております。

(宮本委員)

このルールに基づいて実施するのは大事なことだと思いますが、次の会議の時結構ですので、例えばスポーツの団体、文化協会でも良いのですが、この新料金によって私どもは諸団体が大幅に減少するのではないのかというのを危惧しております。

そして町民の一つのお祭りと言いますか、文化の催し、祭典である芸術祭というのも、11月に行っております。

この時、経営的にできるのかなとも思っており、これはあくまでも心配なのですけれども、例えばこのことによって大幅に諸団体が減少した場合は、それでもそのままやってしまうのか、それも含めてちょっと対策があれば考えていただけないかなと思っております。

(企画総務部長)

各団体に入っている意味合いが、減免という意味合いもあるという話も先ほどあったのかなと思うのですが、そういう減免がなくなった時に、活動が停滞したり、会員数が減少し、そのもの自体の活動がなくなってしまうことを危惧するということだと思います。

私どもはそんなことを望んでいるわけではありませんし、今以上に皆様方のそういう文化なりスポーツなりの活動を続けていただきたい、また、いただくためにどうしようかというのは、別途施策として考えなければならないことだと思っております。

ただ、今回のこの使用料・手数料については、前回の会議、また今回の会議でもお話しているとおり、聖域なくやはり使用料を皆様方に負担していただきたいということで議論が始まり、今その考え方をお示しさせていただきました。

また、その使用料を示すのと同時に、減免の在り方についてもお示しさせていただいております。

これまで減免については、先ほど課長の方から説明があったとおり、町長が認める場合と言う中で大体が減免されているのが現状です。

ただ、それでいきますと、先ほど来、私からも説明させていただきましたけれども、なかなか税の公平・公正な負担といったことを考えた時に、それが町民皆様方にとって将来の幕別町を考えていった時に、本当にそれで良いのだろうかというのを、一方で考えていかなければなりません。

何度も言っておりますが建物自体は町で用意します、建物本体のお金をくださいと言っているわけではなく、最低限の使った際の維持にかかる電気代、水道代だとか維持管理に要する費用についてご負担はお願いできないだろうか、ということをお話させていただいております。

その算定の手法として、公共性が高い施設については公費で半分負担しましょう、けれども、あと半分は住民の皆様をお願いします。

そして公共性の低い、民間企業でも同じような事業をやっているような施設、今回はキャンプ場とスキー場宿泊ロッジだけなのですが、これは全額かかっている経費、要するに電気代などの光熱水費については100%いただきますという考え方なのです。

町としては、確かに今まで減免という手法で、大体の施設が免除されていたのですが、実を言うと減免がなければ使用料というのはきちっと算定されてかかっており、その使用料の算定の考え方を今回改めて見直しをして、そういう負担に応じて算定させていただいて、そこを何とか町民の皆様負担いただけないものだろうかといったところで、今回の議論が始まっているということをご理解いただいた中で、どうすれば良いのかという意見を賜りたいと思っております。

(森委員)

まず、今のお話の中で聖域なきとのことだったので、お聞きしたいのは、どなたかのお話の中でもあったのですが、使用料に関して計算式は理解しました。

それで、基本方針(案)の中の11頁に、曜日、使用時間帯別による使用料の格差をしないと書いてあります。

私が以前、去年だったか、何年か前に札内のコミュニティプラザをお借りするのに、会場を確認したところ埋まっております、百年記念ホールでも良いかなと思って聞いたところ埋まっております、最終的には違う民間の会場にしたのですけれども、たぶんそういったことが結構な件数あるのではないかなと時期によっては、それで、やはり使用頻度とか、皆様が使いたいという曜日、時間帯は値段を変えても良いのではないかと思いますか、少年団ですとか文化協会に加盟されている団体ですとか、様々な公共的な団体の方々は今お話のある減免とか様々な措置があるので、そんなに支障はないのではないかなと思っております。

それ以外の、私的、民間的に使われる団体が、もし曜日、時間帯によって価格が変わる時に、そこにはまるのであれば、それはそれで良いタイミングではないかというように思っております。

次回までで構わないので、文化協会に加盟されている団体とか、スポーツ少年団とか、様々なところに町から助成とか補助金とかお金が出ていると思います。

それをここに出して、もしそういうように減免の措置とか何かしらを変える時に、一方的に使用料だけを変えるのではなくて、そういった団体に対して助成の割合とか町の負担だとかを全部ひっくるめた中で、この会議の中ではなかなか出しにくいとは思いますが、使用料とするのではなくて、使用料を考える代わりにそういう一生懸命頑張っている団体に対して、町としてはこのくらいのところまで考えますというようにしないと、今、ここに来られている委員の方々からすると不安な部分が多いと思うのですが、やはり、一方的な一部を括ってやるのではなくて、全ては細かく決められないにしても、方向性として使用料はこうします、だけどころかこういう団体に対してはこういう方向でいきますというような、広域的なお話をいただくと、物事が進みやすくなるのかなと思うので、もし可能であればそういった資料もあれば良いと思います。

(企画総務部長)

資料については、少し検討させてください。

出せるものについては、出していきたいと思っております。

ただ、使用料を取るのであれば、団体の支援を合わせてやっていくのが良いのではないのか、という意見を伺ったのですが、そういう意見があるということも私たちは承知しております。

ですが、支援というのは別途考えなければならないことになっていきますので、この会議の中でこのようにいたしますといったところまでは、なかなか難しいかなというように思います。

そういう意見があるということ踏まえた中で、今後の行政の中でどうあるべきかというのは、検討しなければならないと捉えてはおります。

(山田委員)

幕別町の学校に勤務させていただいて、教育関係の中で言われているのは、幕別町は大変教育に手厚い町である、というようなことをよく言われます。

勤務する者として、また町民として非常にそれは嬉しくて、誇らしく思っております。

また、江陵高校と幕別高校が閉校して、新しく幕別清陵高校が始まっており、新たな動きが

ある中で、そういった観点からこの使用料について見させていただいているのですけれども、9頁の減額・免除にかかる部分なのですけれども、学校として色々な取組を行うものについては完全免除されるということは非常にありがたいと思うのですけれども、今後高校生の教育カリキュラムで地域とともに行事を行っていくですとか、地域の中で活動していくことが検討されている中なので、例えば個人利用にかかる基準の中で、高校生の利用についてもこの辺りは免除できないものなのかなと、この3割減額の根拠というのは、説明されたかなと聞き洩らしていたのかなとも思うのですけれども、幕別町の学校に通う、高校に通う子供たちが、やはり町の施設を自由に利用できて、そして大きく羽ばたいて行ってもらえるような、そういう少なくとも子供たちの教育にもっと手厚い手立てというか考え方を、もう少し幅広く検討いただけないかなというように思っています。

あと2、3年後には、高校を卒業したら成人、成人が二十歳ではなくて18歳となるので、思い切って未成年は免除するというようなことを考えていただくことはできないのかなと思っております。

(政策推進課長)

今のお話いただいた内容を含めまして、貴重なご意見として承りたいと思っております。

その辺の部分につきましても、次回、こちらの方でお答えできる部分ですとか、お示しできる部分がございましたら、改めてお話させていただきたいとは思いますが、今のところは基本方針(案)のこの内容で私どもは考えていることなのですけれども、今おっしゃっていただいたような意見については、重々こちらとしても受け取らせていただきたいと思いますと思っております。

(杉山委員)

使用料・手数料を取ることによって、文化関係やスポーツ関係の負担が生じて、その活動が停滞してしまったり、躊躇してしまったりということがあれば、やはり困ったことじゃないかなとは思っております。

使用料について徴収していかなければならない、今まで手を付けられなかったところを、今回そういうようにしていかなければならない細かな事情があるのだと思うのですが、理解はしたいと思います。

使用料が安いところに散らばっていくのではないかな、という感じはします。

少しでも安いところ、回数を使うのであれば安いところ、高めのところは避けていくのかなという気がしています。

あと、今まで何も免除でなかったものが発生すると、例えば100円でも町民の方にとっては、「え、どうして」となる。

年間、何回かの会議で使うのであれば大丈夫なのですが、頻繁に使いたいという方にとっては、かなりショックを受けるのではないかと、パブリックコメントで出されておりましたが、何人の方が見ていたか、こういう会が行われていることをどのくらいの方が知っているのか、ほとんど知らないと思うのですが、そして突然来年の春、使用料として出てきたとなると、かなり町民の方へ理解いただくのが大変なのかなと感じております。

逆に、私が知っている団体で文化協会に該当する団体なのですが、使用料払って自由に使うよという考えのところもあります。

あと一点お聞きしたかったのですが、スポーツ関係の行事の場合ですが、子供と大人が一緒になってやるような大会、町民大会などあると思うのですが、そういう時の子供は免除だけ、大人はもらうところは、どのような設定になっているのかお聞きしたい。

（企画総務部長）

なかなか難しい部分でございまして、行事となりますと例えば、幕別町が後援するとか共催するとか、そうなってくるとまた話は別になってくると思うのですが、そこについては、幕別町が共催する際は、資料の9頁を見ますと4番で免除となっております。

共催、後援、協賛というような、町がどうかかわっていくかということにおいて、それに関しても曖昧になっておりまして、今この見直しを進める中で、そこもしっかり整理しなければならない事項ということで私どもも捉えておりまして、現在、担当課において検討しているところであります。

これにつきましては、別途、町民の方にお話はしていきたいとは思っております。

（高橋委員）

一つだけお願いなのですが、10頁の「③町長等が特に必要と認める基準」で、要綱等で具体的な例を示すことになっていきますので、まず、その町長等とは、町長以外の誰のことを言っているのか。

それと、要綱等を今の時点で分かっているのであれば示していただきたい。

（政策推進課長）

まず、町長等の「等」なのですけれども、例えば教育長、執行機関の長というところで考え

ております。

可能な限り要綱で具体例をとということなのですからけれども、現状、今の段階で具体的な整理はついておりませんので、それにつきましても今後整理していきたいとは思っておりますが、具体的には本当にこちらの括弧書きにあるとおり、災害対応など想定外の事態に対応すること、本当にやむを得ない場合、公益性、公共性が非常に高く真にやむを得ない場合ということなので、今まではどちらかというと、町長が特に必要と認めるということで、幅広く減免の対象になっていたのですけれども、今回につきましてはぐっと狭めた中での限定ということと考えております。

（高橋委員）

それであれば、特に町長等と謳わないで、災害なら災害は減免するとか、そういう謳いの方が良いのではなか。

今まで、町長が必要と認めるところがネックになっていて、減免が行われてきたのが反省点なのですよ。

それであれば、ここはもっと明確に災害なら災害とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

（企画総務部長）

今、現状においては私どもが説明した中身以外のものはないのですが、先ほど課長の方から災害という話はありませんでしたが、そのほか、町長が認めるという面においては、本当に危機管理上の問題ですとか、何かで災害と言わず危機管理上の問題でどうしても免除をしなければならない、という場合もあり得るということでございます。

そうすると危機管理という言葉がまた難しくなるものですから、ここには別途要綱等で示すということで整理しております。

（國安委員）

色々な施設、施設だけではないのですけれども、これからこういう金額にしたいというような数字だとか、案として出てきているのですけれども、本当に多岐にわたって細かく大変ご苦労だったのではないかなと思うのですけれども、これはこれとして、やはり先ほどお話をしましたように、聖域なしではなくて、例えば文化協会ですとか、スポーツ団体だとか、子供たちだとか、ボランティア団体だとか、そういうところはこの数字の例えば20%でも30%でも50%

でも、この案から免除してあげる形に進めてほしいなというように思っております。

(企画総務部長)

ご意見として賜りたいと思います。

今回、こちらの提案といたしましては、ここに書いてあるとおりの減免規定になります。

主に子供です、子供はほぼこれで減免されるような仕組みになっております。

今いただいた意見も含めて、パブリックコメントにも同じようなご意見がありますので、次回、私どもの考え方としてお示ししていきたく思っております。

(加藤会長)

そのほかにご意見はございませんか。

ないようであれば、議案第1号について、本日の審議はこの辺りで終了したいと思います。

次に、次第5のスケジュール等について、事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

次回の開催日程についてご説明いたします。

審議会資料5をご覧ください。

次回、第3回審議会は、令和3年3月25日、木曜日、時間は19時から、会場につきましては、札内コミュニティプラザの会議室に空きがございませんでしたので、本日と同じこの会場での開催を予定しております。

なお、前回と本日配布いたしました資料は、次回の第3回審議会でも使用いたしますので、ご持参ください。

以上でございます。

(加藤会長)

今回は、令和3年3月25日、木曜日の19時から、会場はこちらの会場での開催とさせていただきます。

最後に次第6、その他ということですが、事務局または委員の皆様から、何かありませんでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

長時間にわたり、大変お疲れ様でした。